

# 令和4年度 大野湊神社の夏季大祭

## 新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止ガイドライン

令和4年6月作成

新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン  
【はじめに】

大野湊神社の夏季大祭は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年、3年と祭典と一部の行事のみを行い、神輿渡御行列や神賑行事は中止して参りました。

本年は昨今の感染状況と近隣神社の祭礼・市内イベントの実施状況に鑑み、なるべく例年に近い祭礼・行事を行うこととなりました。

平成23年10月に大野湊神社の夏季大祭は金沢市の無形民俗文化財に指定されることとなり「地域の宝」として認められることとなりました。

本ガイドラインは参加者が明るく楽しい祭礼を行うべく作成したものです。

私たちが経験上身につけてきた感染症対策と、コロナ禍ですでに実施されたイベントや行事の積み重ね、そして関係者の議論を土台としております。

各団体・各町それぞれの事情を踏まえた上で、更なる対策に努めていただければ幸いです。

夏季大祭、本紙におけるお問合せは下記までご連絡ください。

大野湊神社社務所  
金沢市寺中町ハ163  
電話 076-267-0522  
FAX 076-268-3499

## 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

### 【基本対策】

#### 【基本対策】

令和4年度大野湊神社の夏季大祭(以下「夏季大祭」という。)は新型コロナウイルス感染防止の観点から以下の対応を実施いたします。なお、日本国内における感染状況の変化や、国・地方自治体からの要請等により感染症対策に変更が生じる場合もありますので、ご承知おき願います。

#### (主催者対応)

1. 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止ガイドラインを作成し、各団体に周知すること
2. 神輿渡御方法及び道順を検討すること
3. 団体・個人の参加についてはそれぞれの判断を尊重すること

#### (団体・参加者対応)

1. 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止ガイドラインを確認し、参加者に周知すること
2. マスク着用、手洗い・アルコール消毒液による手指消毒、検温などを実施すること
3. 健康チェックシートを活用し体調の確認をすること
4. ワクチン2回接種証明の提出または抗原検査による陰性を確認すること※1
5. 各団体における必要に応じた追加の感染対策を実施すること

夏季大祭における新型コロナウイルス感染症の基本的な対策については上記の通りとし、詳細については、【全体編】【神輿渡御行列・神賑行事編】【飲食編】を熟読願います。

なお、上記対策を実施するに際しては、未就学児や高齢者、基礎疾患や障がいの有無など、参加者の特性には十分配慮をおこなってください。

#### 【中止の判断】

石川県内において緊急事態宣言が発出された場合は、神輿渡御行列および神賑行事を中止します。

※祭典などの神事は実施します。

#### 【熱中症への対応】

夏場の平均気温の上昇等により熱中症の被害が全国で多発しております。夏季大祭の実施時期も大変な暑さが予想されます。参加者各位には日頃よりの体調管理には十分ご注意をいただくとともに、必要に応じてマスクを外す、塩分・水分補給をおこなう、日陰で休息する等の対応を積極的におこなってください。

看護師が行列に帯同する予定でいますので、連絡をとり指示に従ってください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

### 【全体編】

#### ※用語の説明

参加者…事前準備から祭礼期間中において、渡御行列・神賑行事に参加する各町・団体及び個人。

#### 【基本的な考え】

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のもと安全・安心に開催するため、本ガイドラインを基に感染防止のために実施すべき事項や遵守すべき事項を確認し、各団体・各町の責任者はこれを参加者に周知させてください。なお、感染防止対策の実施にあたっては、高齢者や基礎疾患がある者、障がいのある者など、参加者の特性にも配慮をしてください。

日本国内における感染状況の変化により、夏季大祭実施の可否および感染対策が変更する場合がありますのでご承知おき願います。

#### 【遵守事項】

新型コロナウイルス感染症の感染防止・拡大防止や円滑な夏季大祭運営のために、参加者が遵守すべき事項を明確にし、皆様に協力をお願いします。

##### (1) 個人情報取得・第三者への提供・保管への同意

- ・感染拡大防止等を目的として個人情報を取得すること
- ・必要に応じて保健所・医療機関等の第三者へ個人情報を提供すること
- ・取得した個人情報は夏季大祭終了後1か月間保管すること
- ・保管期間を過ぎた個人情報は、適切かつ速やかに廃棄を行うこと

##### (2) 感染予防・拡大防止対策の実施

- ・本ガイドラインに定める感染拡大防止対策を実施すること。
- ・各団体において、必要に応じて別途感染対策を講じる場合は、予め神社まで内容を報告すること。

#### 【参加者に求める感染拡大防止対策】

##### 【開催までの準備時（2週間前から前日まで）について】

※以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせることを。

- ・体調がよくない場合（例：平熱＋1度以上または37.5度以上の発熱・咳・咽頭痛・倦怠感・味覚・嗅覚異常などの症状がある場合）
- ・同居家族や身近な知人に濃厚接触者や感染が疑われる方がいる場合。
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合。

□1. 参加者は最低でも開催の2週間前から感染防止対策を強化し、開催の8日前からは健康チェックシートに記載の事項について確認する。

- 2. 屋内および密集や飲食を伴う場面においてはマスクを着用すること。屋外においては熱中症等の観点からも状況を考慮し着用の判断をすること。
- 3. アルコール消毒液などによるこまめな手指消毒を実施すること。
- 4. 練習等に参加する場合には自宅での検温を実施すること。
- 5. 国の接触確認アプリ「COCOA」のインストールやサービスの利用を周知させること。
- 6. 感染防止の為にガイドライン等で決められたその他の措置の遵守ならびに指示に従うこと。

#### 【開催当日について】

- 【開催までの準備時（2週間前から前日まで）について】の※印と1～6の内容を同様に実施すること。
- 健康チェックシートを提出すること。
- 集合時（受付時）等に検温を実施すること。
- マスクの着用等のほか、各町・各団体で定められた感染対策を実施すること。

#### 【開催後（開催翌日から2週間まで）について】

- 開催後2週間の体調について各自で確認すること。
- 検査等で陽性が確認された場合は、速やかに各団体を通して神社まで報告すること。

#### 【各団体が実施すべき事項】

- 各団体責任者は参加者の健康チェックシートを取りまとめ神社に提出すること。
- 参加者名簿を作成し保管すること。なお、神社の求めに応じて参加者名簿を提出することに同意すること。
- 練習場所等における感染対策を実施すること。
- 屋外においては息苦しさを感じた場合には、すぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。
- 未就学児のマスクの着用は保護者または各団体責任者の判断によるものとする。
- 体調不良などの異常が生じた者は速やかに参加を中止し、自宅待機をすること。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

### 【神輿渡御行列・神賑行事編】

#### 【基本的考え】

- 「全体編」のガイドラインを遵守の上で「神輿渡御行列・神賑行事編」の内容を把握、遵守すること。
- 指導者及び代表となる者は事項をあらかじめ把握し、参加者に周知すること。
- ガイドラインに対して違反があり、指導によっても改善が見られない場合には、指導者および代表者の権限で参加を取りやめさせること。

#### 【神輿関係】 洲浜会、初老会、漁業関係者、町会

- 神輿の担ぎ手は予防接種2回接種済みもしくは抗原検査陰性確認のできる者のみとする。
- 健康チェックシートを収集し、参加に問題がないことを確認すること。
- 検温し記録をすること。
- 巡行中は休憩中とやむを得ない場合の水分補給を除き、飲食および喫煙を禁止すること。
- 所定のマスク（要検討）を着用すること。
- 見物者との距離を確保すること。
- 指示は決められた人員が、ホイッスルや拡声器等を使用するなど大声を出さない工夫をすること。

#### 【行列関係】

曳山・太鼓台、祭礼委員、先払、子ども会連合会、消防分団、神賑行事団体、木遣保存会、総代、神職

- 健康チェックシートを収集し、参加に問題がないことを確認すること。
- 検温し記録をすること。
- 巡行中は休憩中とやむを得ない場合の水分補給を除き、飲食および喫煙を禁止すること。
- マスクを着用すること。ただし、社会的距離（ソーシャルディスタンス）が確保できる場合、熱中症の予防等必要に応じて外すことは可とする。
- 見物者との距離を確保すること。
- 指示は決められた人員が、ホイッスルや拡声器等を使用するなど大声を出さない工夫をすること。

**【神賑行事】**加賀鳶、悪魔祓、獅子舞、子供奴、米上げ、YOSAKOI ソーラン、

- 健康チェックシートを収集し、参加に問題がないことを確認すること。
- 検温し記録をすること。
- 休憩中とやむを得ない場合の水分補給を除き、飲食および喫煙を禁止すること。
- マスクを着用すること。ただし、演技・演奏の妨げになると責任者が判断した場合、社会的距離（ソーシャルディスタンス）が確保できる場合、熱中症の予防等必要な場合は外すことは可とする。
- 見物者との距離を確保すること。
- 指示は決められた人員が、ホイッスルや拡声器等を使用するなど大声を出さない工夫をすること。

**【その他】**

- 練習は密を回避できる場所を確保し、検温・マスク着用など必要な対策を十分講じた上で行うこと。
- 巡行中に発熱、体調不良等の症状が確認された場合は、日陰等に移動し、帯同する看護師または総代に連絡をとること。また、急を要すると判断した場合には速やかに救急車を呼ぶ等の対応を行うこと。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

### 【飲食編】

#### 【基本的考え】

- 飲食を伴う場面での感染拡大リスクは非常に高いため、代表者・責任者は十分に指導にあたり、所属する者はその指導に必ず従うこと。
- 「全体編」のガイドライン・チェックシートを遵守の上で、「飲食編」の内容を把握、遵守すること。
- 高齢者、基礎疾患がある者など、健康に不安のある者は、自己の判断により飲食の場に参加をしないこと。
- 指導者となる者は、事項をあらかじめ把握し、参加者に周知させること。
- ガイドラインに対して違反があり、指導によっても改善が見られない場合には、代表者・責任者の権限で参加を取りやめさせること。
- 感染が疑われる者が発生した場合には、速やかに自宅待機をさせること。

#### 【飲食】

- 換気に努め、むやみな場所で飲食を行わないこと。
- 石鹸と流水による手洗いを推奨し、アルコール等による手指消毒を行うこと。
- 対面で座らずに距離を保つなど飛沫防止に努めること。
- 飲食中もこまめにマスクの着用を心掛けること。
- アルコール飲料の摂取は控えること。
- 回し飲みや回し食べ、食器等を共有して使用しないこと。
- 使用する食器類はできる限り使い捨てのものを使用すること。
- ごみを回収する人は、使い捨て手袋を使用するなどの対策をとること。

#### 【その他】

- 喫煙者がいると想定される場合は、あらかじめ喫煙所（喫煙場所）を設け、それ以外の場所は禁煙とすること。喫煙所は換気と距離を保ち、広さに応じて一度の人数を制限し、会話は控えること。